

情報公開

- * 定款
- * 役員名簿・会員数
- * 事業報告
- * 収支計算書
- * 正味財産増減計算書
- * 貸借対照表
- * 財産目録
- * 事業計画書
- * 収支予算書

平成 1 9 年 6 月現在

 社団法人 西新井法人会

定 款

平成 1 9 年 6 月現在

社団法人 西新井法人会

社団法人 西新井法人会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人西新井法人会（以下「本会」という）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、西新井税務署管内（東京都足立区栗原 3 丁目10番16号）に置く。

(支部及び部会)

第 3 条 本会は、理事会の決議を経て、必要の地に支部及び部会を置くことができる。

2. 支部及び部会の運営については別に定める。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 本会は、よき法人企業の団体として、税知識の普及、納税道義の高揚及び適正な申告納税制度の確立を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって公平な税制と円滑な税務行政の執行に寄与し、併せて、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- (2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- (3) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催並びに記帳指導の実施
- (4) 機関紙の発行並びに上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- (5) 友誼団体との協調連携
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 6 条 本会の会員たる資格を有する者は、西新井税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事務所で、本会の目的及び事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第 7 条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第 8 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(資格の喪失)

第 9 条 会員は、次の各号の 1 に該当する場合に至ったときは、その資格を喪失するものとする。

- (1) 退会
- (2) 事業の閉鎖又は解散
- (3) 除名

(退 会)

第 10 条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の 1 に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
 - (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為があったとき
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第 12 条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2. 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。
3. 支部総会及び部会総会の決議により、支部事業費、部会費を徴収することができる。

(会員の名簿)

第13条 本会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2. 前項の会員名簿は、会員に異動を生じた都度、これを訂正するものとする。

第 4 章 役 員

(役員の種類)

第14条 本会に次の役員を置く。

理 事	60名以上65名以内
うち会長	1名
副会長	7名以内
専務理事	1名以内
	必要に応じて置くことができる。
常任理事	15名以上20名以内
監 事	1名以上3名以内

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、総会において会員の代表者又は、その他の役職員のうちからこれを選任する。

ただし、理事と監事を兼ねることはできない。

2. 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事の互選によりこれを選任する。
3. 前2項の規定にかかわらず、専務理事については、総会において会員以外の者から選任することができる。

(役員職務)

第16条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位により、その職務を代行する。
3. 専務理事は、日常の会務を処理し、事務局を指導監督する。

4. 常任理事は、本会の常務を審議処理する。
5. 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議執行する。
6. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員 の 任期)

第17条 役員 の 任期 は、就任後第2回目の通常総会終了のときに終る。ただし再任を妨げない。

2. 増員又は補欠のため選任された役員 の 任期 は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
3. 役員 は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員 の 解任)

第18条 本会 の 役員 にふさわしくない行為があった場合、その他第11条第1項各号の1に類する事実があったときは、総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員 の 報酬)

第19条 役員 は原則として無報酬とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。

2. 専務理事の報酬は理事会において定める。

第 5 章 顧問、相談役、委員及び職員

(顧問及び相談役)

第20条 本会 に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、毎年度、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
3. 顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(委 員 会)

第21条 第5条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2. 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
3. 委員長、副委員長及び委員は、理事会の推薦により、会員の代表者又は、その他の役職員のうちから会長がこれを委嘱し、任期は2年とする。

(職 員)

第22条 本会 の 事務 を処理するため、事務局を設ける。

2. 事務局には、事務局長及び職員 2 名以上を置き、会長がこれを任免する。
3. 職員は原則として有給とする。

(規則の制定)

第23条 委員会及び事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 6 章 会 議

(会議の種類)

第24条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(総 会)

第25条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の開催及び招集)

第26条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員総数の 5 分の 1 以上、若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。
3. 総会は、開催の日から少なくとも 7 日前に会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めた時は、便宜の方法をもってこれに代えることができる。

(会員の表決権)

第27条 会員は、各 1 個の表決権を有する。

2. 会員は前項の表決権を行使するため、総会に各 1 名の代表を出席させる。
3. 会員は委任状をもって総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。

この場合委任した会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第28条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほかは、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第29条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び事業計画
- (2) 決算及び収入支出予算
- (3) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- (4) その他会長が必要と認めて付議した事項

(役員会)

第30条 役員会を分けて、理事会及び常任理事会とする。

2. 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって組織する。
3. 監事、顧問及び相談役は、役員会に出席し意見を述べることができる。

(役員会の開催及び招集)

第31条 役員会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。

2. 役員会の招集については第26条第3項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第32条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2. 役員会の議事は出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

(役員会の付議事項)

第33条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
 - (2) 定款の変更に関する議案
 - (3) 総会において理事会に委任された事項
 - (4) その他会務の運営に関して、会長が必要と認めた事項
2. 常任理事会は、理事会に代わり常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次の理事会に報告して、その承認を得なければならない。

(会議の議長)

第34条 すべて会議の議長は、会長をもってこれに充てる。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初寄付された財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第37条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

2. 基本財産は、財産目録のうち、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組入れられる資産とする。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第38条 基本財産は、これを消費し又は、抵当権その他の物権のために供してはならない。

2. 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経て、その1部に限りこれを処分することができる。

(経費)

第39条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算、収支決算等)

第40条 本会の収入支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに、総会の承認を受けなければならない。

2. 前項の収入支出決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3. やむを得ない理由により事業年度開始前までに予算が成立しなかったときは、その理由及び予算成立時期を、遅滞なく、東京国税局長へ報告するものとする。

(剰余金の処分)

第42条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経て、その全部若しくは一部を基本財産に組入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の認可を受けなければこれを変更することができない。

(解 散)

第45条 本会は、総会において会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第46条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、東京国税局長の許可を得て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

第 9 章 雑 則

(細 則)

第47条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、東京国税局長の設立許可があった日から施行する。
2. 従来、西新井法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
3. 役員、顧問、相談役及び監事の任期は、設立初年度に限り、東京国税局長の設立許可のあった日から、次の通常総会の日までとする。
4. 本会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、東京国税局長の設立許可があった日から、昭和52年3月31日とする。
5. 本会の設立当初の役員は別紙のとおりである。
昭和51年4月26日 認可
昭和56年7月17日 一部改定認可
平成5年6月23日 一部改定認可
平成11年7月2日 一部改定認可
6. 以下の変更事項については、東京国税局長の認可のあった日から効力を生ずるものとする。

変 更 事 項	
第5条	一部変更
第14条	一部変更
第20条	一部変更
(第41条)	新設
第41条	第42条
第46条	第47条

平成18年8月24日 一部改定認可

以上

参 考

定款第12条に定める会費額

現 行 会 費		
資本金(万円)	月 額	年 額
300未満	500	6,000
300(組合含)	800	9,600
300超～500以下	1,200	14,400
500超～1,000以下	1,800	21,600
1,000超～3,000未満	2,500	30,000
3,000以上	3,000	36,000
支店法人	1,500	18,000
その他(関連会社等)	500	6,000

- 1.平成9年6月1日以降の新入会員については、入会時より改定会費を適用する。
- 2.平成9年5月31日現在の会員については、平成11年4月1日より改定会費を適用する。但し、改定会費が現行会費より少額となる会員については、平成9年7月1日より改定会費を適用する。

3.関連会社の定義

会員で、(1)代表者が同一の者である法人で資本金が最も多い法人を除く他の法人
(2)当該法人の株式を次のものが50%以上所有しているその法人 当該法人の主たる法人の代表者及びその代表者の一親等の親族 その代表者の配偶者 その主たる法人

(社)西新井法人会 本部役員名簿

平成19年6月現在

正副会長	野口 節 浅野恭秀 森田 勇 赤羽敬司 上平瀬正満 仁平悦郎 細川孝行 堀口宗弘	会長 総・広・社副会長 財・サ副会長 組織副会長 組織副会長 税・源副会長 研・厚副会長 青・女副会長	田中祐治 斉藤 正 高際保夫 鈴木彬夫 関 邦次 矢萩隆一 辻内紘一 安達訓一 塚崎文夫 岩井英雄 欠塚勝郎 奥田觀吉 内田喜一 丸山匡生 江川善弘 藤沼次男 岡 健次 佐藤雪夫 藤来孝仁 野口雅人 横瀬幸弘 茂木 繁 金子俊二 樽林一雄 浅井正夫 木本高一朗 小林憲一 小竹芳男 渡邊 浩 清水洋子	西新井第二支部長 栗原栄町支部長 島根栗原支部長 加賀鹿浜支部長 谷在家皿沼支部長 鹿浜支部長 堀之内椿江北支部長 江北支部長 扇支部長 本木支部長 関原支部長 西新井本町支部長 興野支部長 梅島支部長 梅田第一支部長 梅田第二支部長 新田支部長 宮城支部長 小台支部長 総務副委員長 財務副委員長 税制副委員長 広報副委員長 研修副委員長 厚生副委員長 サービス事業副委員長 社会貢献副委員長 源泉副部長 青年副部長 女性副部長
常任理事	鈴木勝広 土屋勝重 竹村勝己 加藤勝久 塚田 彰 都築徹蔵 斉藤 実 渡辺正昭 安江文博 庄山栄一 鈴島 健 小泉忠男 和島龍蔵 後藤信昭 秋山秀雄 亀井宗淳 小倉英夫 白井 護 北澤艶子	総務委員長 財務委員長 第1組織委員長 第2組織委員長 第3組織委員長 第4組織委員長 第5組織委員長 第6組織委員長 第7組織委員長 第8組織委員長 税制委員長 広報委員長 研修委員長 厚生委員長 サービス事業委員長 社会貢献委員長 源泉部会長 青年部会長 女性部会長	岩井英雄 欠塚勝郎 奥田觀吉 内田喜一 丸山匡生 江川善弘 藤沼次男 岡 健次 佐藤雪夫 藤来孝仁 野口雅人 横瀬幸弘 茂木 繁 金子俊二 樽林一雄 浅井正夫 木本高一朗 小林憲一 小竹芳男 渡邊 浩 清水洋子	本木支部長 関原支部長 西新井本町支部長 興野支部長 梅島支部長 梅田第一支部長 梅田第二支部長 新田支部長 宮城支部長 小台支部長 総務副委員長 財務副委員長 税制副委員長 広報副委員長 研修副委員長 厚生副委員長 サービス事業副委員長 社会貢献副委員長 源泉副部長 青年副部長 女性副部長
理事	久野 茂 小金井勝利 山崎和雄 奥泉博光 新井 清 星野賢治 加藤久男 清水 充	舎人支部長 入谷支部長 北足立市場支部長 古千谷伊興支部長 西伊興支部長 伊興第一支部長 伊興第二支部長 西新井第一支部長	久保田正志 横田健児	監事 監事 監事

